

## 2023年5月 税務ニュース

### 遺言書について

近年、遺言書を作成する方が増えてきたこともあり、遺言書の制度について紹介させていただきます。

#### 【1】遺言書の種類

遺言書には大きく分けて自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類があります。

#### 【2】自筆証書遺言

自筆証書遺言とは遺言者が遺言書全文（財産目録を除く）を自筆で書いて作成する遺言書のことです。次のようなメリット・デメリットがあります。

##### (1) メリット

- ① 自分ひとりで手軽に作成でき、いつでも書き直しができる（日付が新しいものが有効となる）
- ② 費用がかからない
- ③ 生前に遺言書の内容を知られることがない

##### (2) デメリット

- ① 内容や形式に不備があり無効になる可能性がある
  - ② 遺言書の第一発見者は家庭裁判所の検認を受ける必要がある
  - ③ 紛失や、発見されないというリスクがある
  - ④ 遺言書の偽造や書換え、隠されたりするリスクがある
- ※③、④のリスクを回避できる「自筆証書遺言書保管制度」が令和2年(2020年)7月10日よりスタートしました。この制度は自筆証書遺言で作成された遺言書を法務局（遺言書保管所）で保管するもので、内容については次回ご紹介します。

#### 【3】公正証書遺言

公正証書遺言とは公証役場で公証人と証人2人の立ち合いのもとで作成する遺言書のことです。次のようなメリット・デメリットがあります。

##### (1) メリット

- ① 公証人が作成するため形式不備による無効となる可能性が低い
- ② 家庭裁判所の検認が不要である
- ③ 公証役場で保管されるため偽造や書換え、紛失の心配がない

##### (2) デメリット

- ① 証人が2人必要である
- ② 公証役場への手数料がかかる（財産が多額であるほど手数料が高くなる）
- ③ 戸籍を取得したり、財産を裏付ける資料等を準備する必要がある

秘密証書遺言の説明等、続きは次回ご紹介します。

ご相談等ございましたらお気軽にお問い合わせください。